(仮称)次世代育成委員の活動と今後の地域協議について(案)

平成 19 年 7 月に策定された「子どもと家庭を支える地域づくり方針」に基づき、(仮称)地域子ども家庭支援センター、(仮称) U 1 8 プラザを拠点とする子育て・子育ちを支援する取り組みや、家庭・地域・学校の連携を推進するため、「(仮称) 次世代育成委員」を新設するとともに、新たな地域協議の場を設置する。こうした取り組みにより、地域の中で幅広い育成活動が実践され、子育て・子育ち支援のネットワークが広がり、子どもの育ちを支える地域社会を目指していく。

なお、青少年委員と地区教育懇談会は、各々「(仮称)次世代育成委員」と「地域協議の場」に統合 する。

1. (仮称) 次世代育成委員について

(1)目的

(仮称)次世代育成委員は、地域に暮らす立場から、育成活動や子育で・子育ち支援活動、学校・子ども関係施設などと連携して、地域の子育で・子育ちネットワークづくりをすすめる。

また、乳幼児期から青少年まで一貫した子どもの発達を支援するため、(仮称)地域子ども家庭支援センター、(仮称)U18プラザと協働して、家庭・地域・学校の連携を推進していく。

- (2) 位置づけと選任
 - ①身分 地方公務員法第3条3項に定める特別職の非常勤職員
 - ②定数 30名(予定)
 - ③候補者推薦会による推薦 区長は新設される候補者推薦会から候補者の推薦を受ける。
 - ④候補者推薦会の構成メンバー

区立中学校長、青少年育成地区委員会代表、区立小学校·中学校 PTA 代表、地区町会連合会代表

- ⑤委嘱 区長が委嘱((仮称)次世代育成委員設置要綱による)
- ⑥任期 3年間
- (3) 主な役割と活動
 - ①地域の育成活動の拡充に向けて、多様な主体をつなぐ活動の担い手
 - ア. (仮称)次世代育成委員は、子育て・子育ち活動に関する地域の情報を(仮称)地域子ども家庭支援センターや(仮称)U18プラザに提供する。
 - イ. (仮称)次世代育成委員は、情報提供や提案、助言などの方法により、区の事業や施策形成に協力する。
 - ウ. (仮称)次世代育成委員は、地域の育成活動や子育て・子育ち活動相互の連携を図る。
 - ②家庭・地域と学校・行政をつなぐ活動の担い手
 - ア. (仮称) U18プラザを拠点とした地区懇談会などの一員として、地域の子育て・子育ちにかかわる協議に参画する。
 - イ. 学校や(仮称)U18プラザなど、子ども関係施設の地域に根ざした運営や取り組みを支援する。
 - ウ. 学校や子ども関係施設の事業などへの参加を通じて、子どもの状況や課題を地域に伝える。

2. (仮称) 次世代育成委員と(仮称) 地域子ども家庭支援センターとの関係

- (仮称)地域子ども家庭支援センター・(仮称) U18プラザは、(仮称)次世代育成委員の協力を得ながら、子育て・子育ちネットワークづくりをすすめる。
- (1)(仮称)地域子ども家庭支援センター・(仮称) U18プラザと(仮称)次世代育成委員は、情報を常に共有する。
- (2)(仮称)地域子ども家庭支援センターは、育成活動に必要となる知識、能力、技術などを修得するための機会を(仮称)次世代育成委員へ提供する。
- (3)(仮称)地域子ども家庭支援センター・(仮称) U18プラザは、(仮称)次世代育成委員が学校 や子ども関係施設と連携が図れるよう、必要な支援を行う。

3. 地域協議について

- (1)(仮称)〇〇中学校区地区懇談会
 - 1)目的

対象エリアの子どもや家庭をめぐる地域の課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて協議し、地域活動を促進するとともに、連携強化をすすめる。

- ②対象エリア 中学校区
- ③主な構成メンバー

青少年育成地区委員会、町会、小・中学校長など教職員、(仮称)次世代育成委員、PTA関係者、保育園・幼稚園関係者など

- ④主な活動
 - ア. 子どもや家庭に関わる地域の情報交換、課題発見
 - イ. 地域や学校の課題解決に向けた取り組み
 - ウ. 学校や(仮称) U18プラザの事業運営などへの連携・支援
 - 工、地域の交流促進
 - ⑤事務局 (仮称)地域子ども家庭支援センター((仮称) U18プラザ・児童館)
- (2)(仮称)○○地域子ども家庭支援センター地域連絡会
 - 11目的

(仮称)地域子ども家庭支援センターを中心に、所管区域の「地区懇談会」の連絡調整を図り、地域のネットワークづくりを推進する。

- ②対象エリア (仮称)地域子ども家庭支援センター所管区域(4ヶ所)
- ③主な構成メンバー

各地区懇談会の代表者、青少年育成地区委員会、町会、小・中学校長、(仮称) U18プラザ、 (仮称) 次世代育成委員 など

- ④主な活動
 - ア、所管区域の「地区懇談会」の活動調整
 - イ. 地域子ども家庭支援センターの運営・事業実施などへ意見反映
 - ウ. 高齢者や障害者など他の領域ネットワークとの連携・協働
- ⑤事務局 (仮称)地域子ども家庭支援センター

子どもと家庭を支えるネットワークイメージ

